

ごみ(資源プラスチック含む)の出し方

令和6年4月から、プラスチックの分別ルールが変わりました。「プラスチック製容器包装」に「プラスチックだけでできた製品」を加え「資源プラスチック」として回収します。
回収曜日は、「プラスチック製容器包装」と同じです。詳しくはQRコードからご確認ください。



●容器で出す場合

- ①容器の中のごみ量に見合うごみ処理券を貼ってください。
 - ②ごみ処理券は、容器の一番上のごみに貼ってください。
生ごみなどで貼れない場合は、新聞等不要な紙などに貼って一番上に乗せてください。
- ※袋を利用して容器で出す場合も、全体のごみ量に合ったごみ処理券を一番上の袋に貼って出してください。



●袋で出す場合

確認しやすい場所に貼って出して下さい。

袋で出す場合は、たとえごみが袋の半分の量であっても、袋の容量に合ったごみ処理券を貼ってください。



「燃やすごみ」「陶器・ガラス・金属ごみ」「資源プラスチック」それぞれの種類に応じて、それぞれの収集日に、ごみ集積所へ出してください。

●袋で出しにくいものを出す場合

■発泡スチロール

1個につき 10 リットル相当シール1枚

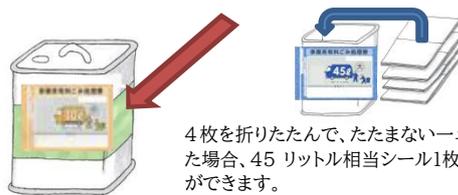
※小さくて袋に入るものについては、上記「袋で出す場合」を参照



「資源プラスチック」の収集日に
ごみ集積所へ出してください。

■一斗缶

1個につき 10リットル相当シール1枚



4枚を折りたたんで、たたまない一斗缶に入れた場合、45 リットル相当シール1枚で出すことができます。

「陶器・ガラス・金属ごみ」の収集日に
ごみ集積所へ出してください。

【担当】中野区清掃事務所(松が丘 1-6-3) 電話:03-3387-5353 / FAX:03-3387-5389